

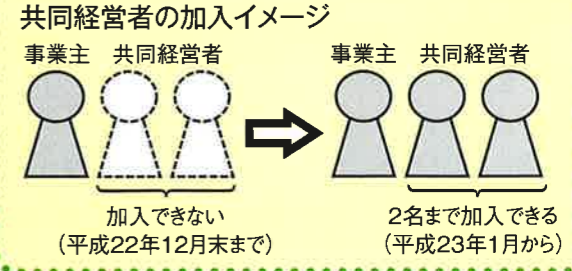
小規模企業共済制度

経営者の退職金

小規模企業共済制度は退職後のゆとりある生活を応援する安心の共済制度です。

制度改正でさらに魅力アップ!

平成23年1月からは
個人事業主の「共同経営者」も加入できるようになります!
(個人事業主1人につき2人まで)



「ゆとり」のために。



全国で約120万人の経営者が加入

掛金は全額所得控除

無理のない掛金
月額1,000円～70,000円の範囲で自由選択

共済金の受取りは
一括・分割・併用の3タイプ

受取り時にも
税制面での大きなメリット

災害時や緊急時には
契約者貸付けの利用が可能

■ ご加入いただく前にお読みください

- 1. 「予定利率」および給付水準の体系**
 - ①本制度では、お受け取りいただく共済金や解約手当金の額を、小規模企業共済法に基づき同法施行令(政令)の別表により定めております。
 - ②本制度は、お預かりした掛金を原資に一定の運用収入を見込んで共済金や解約手当金の額を設定しており、この運用収入の見込みを算出する際の利回りを「予定利率」といいます。
 - ③本制度の「予定利率」は、1.0%となっています。
 - ④共済金、準共済金及び解約手当金の給付水準の体系は、相互扶助の精神に基づき、事業をやめたときにお受け取りいただく共済金の額を高め、任意性の高い解約手当金等の額を低めに設定しています。
- 2. 基本共済金および付加共済金**
 - ①契約者の皆様に共済事由が発生したときにお支払いする共済金の額は、「基本共済金」の額と「付加共済金」の額の合計額となります。
 - ②「基本共済金」の額は、共済事由と掛金納付月数に応じて、政令で定められています。「付加共済金」の額は、法令の規定により毎事業年度の運用収入等に応じて、経済産業大臣が定める率により算定されます。「付加共済金」の制度は、平成8年度から導入されていますが平成22年度まではゼロとなっています。
- 3. 「予定利率」の変遷等**
 - ①「予定利率」は、小規模企業共済法の規定により、金利水準の低下等厳しい資産運用環境下で制度の長期的安定を確保するため、将来の収支見直し等に基づく検討がなされ、これまでに次のとおり変更が行われています。
[これまでの変更状況]
平成8年4月～ それまでの「6.6%」から「4.0%」に変更
平成12年4月～ 「4.0%」から「2.5%」に変更
平成16年4月～ 「2.5%」から「1.0%」に変更
また、「予定利率」は、将来、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、同様の検討がなされ、今後変更されることがあります。
 - ②これまでの「予定利率」の変更においては、加入いただいたから「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する共済金等の額は、変更前の「予定利率」に基づく共済金等の額が保証されています。「予定利率」が変更されるまでの掛金納付月数に相当する期間に遡って変更後の「予定利率」を適用することはされていません。
 - ③平成16年4月の改正においては、資産運用環境の変化に対応した共済制度の運用を図るため、「予定利率」の変更が迅速にできるよう、これまで小規模企業共済法に規定されていた共済金等の額は、政令で規定されることとなりました。

- 4. 共済金A・B**
 - ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。**(6か月未満は掛け捨てとなります)**
 - ②共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が36か月未満の場合は、掛金合計額となります。
 - ③共済金Aの額は、概ね25年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約1.5%の率で複利運用した元利合計額となり、概ね25年目以降35年目までの間に共済事由が生じた場合は、1.5%から1.0%に向けて段階的に低下し、35年目以降共済事由が生じた場合は、概ね1.0%に見合ったものとなります。
 - ④共済金Bの額は、掛金を「予定利率」と概ね同率の1.0%の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。
- 5. 準共済金**
 - ①共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。**(12か月未満は掛け捨てとなります)**
 - ②掛金納付月数が222か月(18年6か月)までは掛金合計額、223か月(18年7か月)以降は共済金Bの91%相当額となります。
- 6. 解約手当金**
 - ①掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。**(12か月未満は掛け捨てとなります)**
 - ②解約手当金の額は、掛金納付月数が12か月以上84か月未満までは支給率80%、84か月目から6か月単位で支給率が段階的に増加し、240か月以上246か月未満では支給率100%、以降段階的に増加し、最高で120%となります。**(240か月未満は掛金合計額を下回ります)**
- 7. 共済金の分割受取り**
 - ①「分割受取り」ができる方は、共済金の額が300万円(「一括と分割の併用」の場合は330万円)以上で共済事由が生じた時点で満60歳以上の方です。
 - ②共済事由が契約者の死亡による場合は、「分割」及び「一括と分割の併用」は選択できません。
 - ③共済金の受取りは、「10年分割」または「15年分割」から選択できます。なお、受取時期は、2月・5月・8月・11月の3か月ごとに4回となっています。
- 8. 掛金納付月数の通算**

共済金等の請求事由が生じて、特定の要件に該当すれば、共済金等を受け取らずに、所定の手続きをすることによって、それまでの掛金納付月数を通算して共済契約を続けることができます。

制度の詳細な内容については「**小規模企業共済制度のしおり**」をご覧ください。
なお、資料請求については、**中小機構ホームページ**もしくは**お電話**で承っております。

お電話でのお問い合わせはこちらまで

共済相談室 **050-5541-7171**

[受付時間] 平日 9:00～19:00 土曜 10:00～15:00

加入の申込みは?

■商工会 ■商工会議所 ■中小企業団体中央会、中小企業の組合 ■青色申告会 ■金融機関の本支店など

中小機構ホームページのご案内

中小企業基盤整備機構のホームページで、共済に関するよくあるご質問や手続きの流れについてご確認ください。

<http://www.smrj.go.jp/kyosai/>

取引先の倒産
そんなときあなたを支える安心の共済です。

経営セーフティ共済

「もしも」のときに。

取扱機関名

